

糸田町教育委員会後援等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、糸田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）以外のものが行う事業について、後援、共催（以下「後援等」という。）の名義使用を承認する場合の基準等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が主催する事業等に対して、教育委員会が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承諾することによって支援することをいう。
- (2) 共催 教育委員会が事業等の企画又は運営に参画し、当該事業等の実施について責任の一部を分担することをいう。

(承認の基準)

第3条 事業の主催者から当該事業の後援等の申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、承認の適否を決定する。

- (1) 学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与する事業であること。
- (2) 教育委員会の運営方針に沿った事業であること。
- (3) 政治的又は宗教的な活動でない事業であること。
- (4) 特定の者だけでなく広く住民を対象としている事業であること。
- (5) 法令又は公序良俗に反する事業でないこと。
- (6) 暴力等の迷惑行為のおそれがない事業であること。
- (7) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力があると判断されるものであること。
- (8) 開催等に当たり公衆衛生及び災害防止に係る十分な措置が講じられていること。
- (9) (9) 糸田町暴力団排除条例（平成22年糸田町条例第1号。以下「暴追条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は、暴追条例第2条第2号に規定する暴力団

- 員が関連する団体が主催又は共催する事業でないこと。
- (10) 入場料等主催者が経費を徴収するものについては、事業内容及び規模から見て、適当と認められる金額であること。
 - (11) 個人の主催する事業でないこと。
 - (12) 糸田町共催及び後援等の承認に関する要綱（令和元年度要綱第16号）と整合性が図れていること
 - (13) その他教育委員会が後援することが不適当と認める事業でないこと。

（使用承認申請）

第4条 後援等の名義使用承認申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、後援等名義使用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、事業等の開催要項等の書類を添えて、原則として開催の1ヶ月前までに教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 申請書と同じ項目内容を確認することが可能の場合は、申請者は、任意の申請様式で申請を行うことができるものとする。

（使用承認の決定等）

第5条 前条の使用承認申請があったときは、第3条の承認の基準に基づき申請を審査し、承認するときは、後援等名義使用承認決定通知書（様式第2号）により、承認することが適当でないと認めるときは、後援等名義使用不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 名義使用承認を決定する場合において、必要があると認めるときは、申請者に条件を付すことができるものとする。

（使用名義）

第6条 後援等に使用する名義は、「糸田町教育委員会」又は「福岡県糸田町教育委員会」とする。

（使用承認の取消し）

第7条 使用承認書の交付決定後であっても、次の各号に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 承認の基準に該当しなくなったとき。
- (2) 承認の条件に違反したと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が後援等を行うことが適当でないと認められるとき。

2 前項により、承認を取り消すときは、後援等名義使用承認取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（禁止事項）

第8条 承認を受けた申請者は、これを他に譲渡し、転貸して使用させてはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。